

(目的)

第1条 この規程は、全学認証基盤運用管理規程第9条の規定に基づき、公立鳥取環境大学全学認証基盤（以下「本基盤」という。）の認証接続に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、公立鳥取環境大学全学認証基盤運用管理規程（以下「運用管理規程」という。）において使用する用語の例による。

(認証接続)

第3条 全学情報システムもしくは部局情報システムを認証接続するときには、当該システムに係る部局技術責任者が、当該システムの認証接続に係る認証接続責任者となり、別に定める手順に従い、利用目的及び認証接続において提供される情報の利用範囲を明示した上で、部局総括責任者を通して運用責任者へ認証接続申請し許可を受けなければならない。なお、運用責任者があらかじめ指定する範囲においてはこの限りで無い。

2 運用責任者は、前項の申請で許可した認証接続又はあらかじめ指定する範囲の認証接続において、属性情報として個人情報提供される場合には、当該認証接続システムと個人情報の利用目的を当該認証接続に係る利用者に通知しまた学内公表する。

3 認証接続責任者は、認証接続の許可を受けたときあるいは認証接続したときには当該認証接続システムおよび当該認証接続に係る利用者の範囲、利用方法を部局総括責任者に報告し、また当該認証接続に係る利用者に通知しまた学内公表する。

4 認証接続申請の内容に変更があるときにはあらかじめ申請と許可の手続きを行う。

5 認証接続責任者は、認証接続の必要がなくなったときは遅滞なく運用管理者へ認証接続の廃止を届けなければならない。

6 運用責任者は、認証接続の運用に支障を発見したときは、認証接続の一時停止あるいは制限を行うことができる。この場合に、支障が除去されたことが確認された後、速やかに復帰を行うものとする。

(認証接続責任者の義務)

第4条 認証接続責任者は認証接続の安定な運用に協力しなければならない。

2 認証接続責任者は、認証接続により提供される情報の利用範囲が許可を受けた申請の利用目的及び利用範囲を逸脱しないよう必要な措置を講じなければならない。また、情報セキュリティ対策と個人情報保護に努めなければならない。

(包括的接続)

第5条 複数の情報システムについてこれらを特定して一括することにより、第三条の手続きを包括的に行って、各々の情報システムごとの手続きを省略して接続することができる。

2 接続責任者は、包括的接続に一括される情報システムの変更の通知を受けたときには、その

影響を判断し、そのことを対象となる利用者に通知しまた学内公表しなければならない。

(属性情報の提供)

第6条 本基盤が接続システムへ提供できる属性情報は運用管理者が別に定める。

2 学外へも提供できる属性情報は運用管理者が別に定める。

3 情報システムとの接続において、接続責任者は利用に必要でない属性情報を提供することのないように適切に運用管理しなければならない。

第7条 情報システムとの接続において、属性情報の提供は利用目的の通知または公表に対する利用者の本人同意を確認しなければならない。

2 本人同意において次回以降の同意を省略することの意思表示が事前に本基盤の操作においてあった場合には、接続システムと提供する属性情報に変更がなければ、省略することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、本基盤の接続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。